

# 令和5年度 松山市会計年度任用職員（地域おこし協力隊員（農業型））採用試験実施要領

令和4年10月18日

松山市の興居島（ごごしま）は、全国の離島と同様に人口流出や少子高齢化が年々進行し、基幹産業である農業では、担い手不足や荒廃農地が増加するなどの様々な問題が生じ、農村地域としての活力が低下しています。

そこで、地域の方々と一緒に興居島の農業生産量の維持や農業所得の向上、農地の保全などを目指し、自らも興居島で新規就農者となることを目標とする「地域おこし協力隊員（農業型）」を募集します。

## 1 試験区分、採用予定人数及び活動地区

試験区分	採用予定人数	活動地区
地域おこし協力隊員（農業型）	1人	松山市興居島（泊地区）を拠点に活動

## 2 地域の概要

興居島 人口 1,049人（令和4年4月） 面積 8.76 km<sup>2</sup>

興居島は、松山市の北西の沖合に位置し、泊地区と由良地区の2地区に分かれており、それぞれに港があります。本土の高浜港につながるフェリーはそれぞれの港で約1時間に1本運行しています。

温暖な気候を利用した柑橘栽培が盛んで、島内八十八か所の札所を巡る春の「島四国」や船上の舞台で舞を披露する秋の「船踊り」が有名です。また、島内には、松山市役所興居島支所のほか、こども園、小中学校、スーパー、診療所などの施設があります。

### ●地域のPR動画●（里島プロモーション動画「里島」ディスカバリーより）

①里島ディスカバリー mission:2

爽快体験ギュッ！興居島

<https://www.youtube.com/watch?v=prq6rIhdEaA>

②里島ディスカバリー mission:7

踊る歴史、舞う伝統

<https://www.youtube.com/watch?v=uh2QGU7cs6U>



## 3 活動概要

次の(1)から(3)の活動に取り組んでいただきます。(1)については、実施可能な活動内容の詳細を申込書に記載してください。それを精査・調整した上で取り組んでいただく具体的な内容を決定します。

(1) 農業振興・活性化活動

(2) 地域活動及び消防団活動などのほか、市が実施する各種イベント補助

(3) 地域が抱える課題を個性や魅力に変え、SNS等での情報発信

#### 4 受験資格

次の(1)から(5)までの要件を全て満たす者

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域又は条件不利区域を除く一部条件不利地域に住所を有し、地域おこし協力隊員（農業型）として採用された後、活動地域に生活の拠点を移し、松山市に住民票を異動できる者  
※地域要件については、総務省のホームページで確認していただくか、松山市農水振興課にお問合せください。  
総務省 地域おこし協力隊 HP 「特別交付税措置に係る地域要件確認票」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000717676.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000717676.pdf)
- (2) 普通自動車運転免許を有する者
- (3) パソコンの基本操作（文書作成及び表計算等）ができる者
- (4) インターネットの基本操作（SNSによる情報発信等）ができる者
- (5) 次のアからオまでに該当しない者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - エ 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - オ 平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

#### 5 求める人物像

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 農家を含めた住民とのコミュニケーションを積極的に取ることができる者</li><li>(2) 新規就農者を目指して興居島で農業を始める意欲がある者</li><li>(3) 地域おこし協力隊員（農業型）の任用期間終了後、興居島に定住し就農意欲がある者</li><li>(4) 興居島の農業の未来を農家と一緒に真剣に考え、一緒に活動する者</li><li>(5) 土曜日、日曜日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる者</li></ol> |
|---|

#### 6 試験の科目、時期及び合格発表

区分	科目	時期	合格発表
第1次試験	書類選考		令和4年12月下旬（予定）に申込者全員に文書で通知します。
第2次試験	個別面接	令和5年1月中旬	第2次試験からおおむね2週間以内に受験者全員に文書で通知します。

※第2次試験は松山市で実施し、詳細については第1次試験合格者に通知します（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、個別面接をオンライン面接に変更する可能性があります。）。

※第2次試験の際に、次の書類を提出（オンライン面接の場合は郵送）する必要があります。

- (1) 住民票抄本（世帯主名、続柄、本籍地及び筆頭者を省略したもので可）
- (2) 運転免許証の写し（裏面に記載がある場合は裏面のコピーも必要）

## 7 申込方法

**松山市会計年度任用職員（地域おこし協力隊員（農業型））採用試験申込書（興居島（泊地区））**（必要事項を記入し、申込前の6箇月以内に撮影した顔写真を貼ること。）を次のいずれかの方法で**農水振興課**に提出してください。

(1) 郵送（簡易書留） **令和4年12月16日（金）必着**です。

（封筒表面に「地域おこし協力隊員（農業型）申込み」と朱書きしてください。）

(2) Eメール **令和4年12月16日（金）必着**です。

（メールのタイトルは「地域おこし協力隊員（農業型）申込み」としてください。）

なお、採用試験申込書は、以下の松山市ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/R5kyouryokutai.html>

※松山市まちづくり推進課が募集している「ミッション提案型」と同時のお申込みはできません。

## 8 勤務条件等

(1) **勤務時間等** 原則、月曜日から金曜日までの週5日、午前8時30分から午後4時30分まで（休憩1時間含む）の1日7時間勤務です。

(2) **週休日及び休日** 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休みですが、業務内容、地域の行事やイベント等に従事するなど、休みの日に出勤となることも想定されます。その場合は、月曜日から金曜日までの勤務日と振り替えるか、時間外勤務手当に相当する報酬を支給します。

(3) **給与等** 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。基本報酬の支給日は、原則として、毎月21日です。

基本報酬	その他報酬等
月額 169,535円（令和4年10月1日現在）	通勤に係る費用弁償、期末手当、時間外勤務手当に相当する報酬等

※昇給及び退職手当の支給はありません。また、給与から社会保険料等の本人負担分が控除されます。

(4) **任用期間** 令和5年4月1日（予定）から令和6年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、令和8年3月31日まで勤務できる場合があります。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。

※この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員（地域おこし協力隊員（農業型））採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載され、そのうちから任命権者が採用者を決定します。候補者名簿の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

(5) **有給休暇等** 年次休暇、療養休暇、特別休暇

(6) **保険等** 健康保険（愛媛県市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上の災害補償制度

(7) **兼業等** 協力隊活動に支障のない範囲内で、任期終了後の定住・起業を見据えた兼業が可能です。ただし、兼業をする場合は市長に届け出る必要があります。

(8) **その他** 任用期間中の住居は、松山市が用意します（無償貸与）。ただし、転居に伴う費用、生活用備品、光熱水費、通信費等は、自己負担となります。また、活動のために使用する車両とパソコンは、必要に応じて松山市が用意します。その他活動に要する経費（研修等参加のための旅費、消耗品費）は、予算の範囲内で松山市が負担します。

（注）上記の勤務条件は改定される場合があります。

## 9 注意事項

- (1) この試験で提出された書類は、原則として返却できません。また、提出された個人情報、本事業の目的以外には使用しません。
- (2) 申込みに係る費用は申込者の負担となります。
- (3) 試験の経過及び結果に関する問合せには応じられません。
- (4) 採用された場合、日常生活では自家用車が便利です。自家用車の持込をお勧めします。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、面接及び採用等について変更となる可能性があります。
- (6) 不明な点がある場合は、土日・祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに農水振興課にお問い合わせください。

### <提出先・問合せ先>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市 産業経済部 農水振興課  
電話 089-948-6562  
Eメール [noutihozen@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:noutihozen@city.matsuyama.ehime.jp)  
HP <https://www.city.matsuyama.ehime.jp>